

会議顛末報告書

- 会議名 富良野市住居表示審議会（令和4年度第1回）
○日時 令和4年11月24日（木） 10時00分～10時45分
○場所 富良野市複合庁舎 1階会議室D
○出席者 委員：平泉敏行、村田秀樹、藤田恵士、細川一美、源田茂男、青江和之、
野原武、関澤博行、北川善人
市：北市長、山下市民生活部長、須藤市民課長、上坂戸籍住民係長
-

開会 10:00

○辞令交付

異動により新たに1号委員となった1名に北市長より辞令交付

異動により新たに3号委員となった2名については、任命のため事務局より口頭で報告

○審議

1. 審議会開会

（事務局 山下部長）

3. 市長あいさつ

（北市長）

住居表示は、住民生活にとって非常に関係の深い、防災、防犯、防火といった面で重要なものであり、実施するには地域住民の意向、現状も大事になってくる。

難しい判断も必要になるかと思うが、住民にとって非常に重要な案件となるので、慎重な判断をお願いしたい。

4. 会長あいさつ

（細川会長）

住居表示審議会は法に基づき住居表示を円滑に行うことを目的に設けられている。

これまで、昭和50年に富良野市街地に住居表示が実施され、平成16年には北斗町、平成21年には東雲町、平成23年には山部市街地の住居表示が実施された。北の峰地域に隣接している学田三区工業団地の地域は住居表示がされていないことから、地域住民からの要望もあり、継続的な協議が行われてきた。この審議会においても地域の意見を踏まえながら意見交換を行ってきたが、住居表示については、地域の住民意識の高揚や表示変更による手続き、また費用が伴うことから、地域住民と十分な共通認識が必要と考えている。

本日は当該地域の町内会組織である北の峰第5町内会で意向調査をとりまとめた結果を踏まえ、各委員に事務局から報告を行い、意見を賜りながら今後の行政判断を委ねてい

きたい。

5. 連絡・報告事項（進行 細川会長）

（須藤課長）

1) 富良野市住居表示審議会について、2) 富良野市住居表示実施基準及び住居表示実施までの流れについて、3) 住居表示等実施経過について の3項目について、資料1から4に基づき一括説明。（連絡・報告事項1～3については質疑なし）

（細川会長）

学田三区の住居表示について、事務局からの意向調査の実施結果報告の前に、学田三区の農村部について、地域の要望等、青江委員から意見はあるか。

（青江委員）

農村部では、住居表示については変更した場合の手続きが大変であり、今のままで問題がないため必要ない。住居表示を要望する人はいない。

（細川会長）

学田三区の住居表示については、平成6年から地元説明会等含め意向調査を行ってきた。令和3年に再度、地域住民から市に住居表示の要望があったことから、北の峰第5町内会において意向調査を実施した。その結果を事務局より報告していただく。

（須藤課長）

4) 学田三区の住居表示（意向調査の実施結果報告）について、資料5に基づき、調査の目的、対象者、調査を行った者、調査の内容、結果を報告。

対象者は、北の峰地区を除く北の峰第5町内会の戸建て、住居、会社、集合住宅の所有者59件、調査を行ったのは、北の峰第5町内会長及び副会長の2名。

調査は、学田三区に住居・事業所を有し、居住する住民から住居表示の要望があったことから、学田三区の戸建てに居住する者、会社・倉庫・アパート等を所有する者の意見を聴取し、現在の状況を明らかにすることを目的に実施。

調査の内容は、住居表示がないことにより、郵便・宅配などで不便や困っていることはないか、あわせて、住居表示を実施する場合は、「学田三区」を新町名に使用できないため新たな町名を設定すること、町名変更に伴う各種手続きが必要となることを説明。

調査結果は、調査件数59件中、「住居表示を希望する」4件、「住居表示を希望しない」54件、不在1件。

住居表示については、地域要望が大前提となるため、この調査結果から学田三区の住居表示については「地域要望なし」とし、平成27年から継続審議となっているこの問題をここで終了とする。

（細川会長）

調査結果から、地域住民の中では住居表示は必要ないとまとまった。

源田委員から調査の件で補足があれば説明いただきたい。

（源田委員）

平成27年に継続審議とされてから6年経過していることから、地域でどういった意向

があるのか、どういった考えを持っているのか事実確認を行うことが必要と考えた。

説明会の開催も考えたが、コロナ禍でもあり集まることが難しかったため、戸別訪問を行った。調査の内容は要点を絞り、住居表示がないことにより不便や困っていることはな
いか、住居表示が必要か、実施する場合は町名変更が必要なことを説明した。会社関係に
ついては、役員以上の決定権を持っている方と面談、戸建てについては世帯主に、アパー
トについては所有者に話を聞いた。

(細川会長)

警察署、消防署、郵便局では、住居表示の必要性、重要性については、治安、火災、防
災の面からも承知のことと思う。

住居表示は地域の住民の合意を得て、連合町内会を通して市に要望するという流れに
なっている。各委員において、この調査結果を踏まえて質問、意見等あれば伺いたい。特
に意見はないか。

審議会の結果については、市側で地域住民や地域に報告していただくこととして本日
の審議を終えたい。

6. その他

(山下部長)

この数年間、学田三区の住居表示については継続審議として保留にしてきた。事務局と
して円滑に素早く対応すべきだったと反省している。青江委員や源田委員には地域の声
を丁寧に聞き取っていただいた。源田委員には町名変更について「学田三区」は使えない
など説明を行っていただきながら 59 件から聞き取りを行い、54 件が要望しないとの回
答を得た。この結果をもって、学田三区は住居表示を行わないということで継続審議を終
了し、要望のあった住民についてはその旨説明をする。

次回の審議会開催については、審議しなければならない事案が発生した場合に、会長、
副会長、事務局で協議し開催の案内をすることとする。

閉会 10時45分